

外来生物法のしくみ

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。



カミツキガメ▲

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて特定外来生物として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

飼養等の許可

学術研究などの目的で、適正に管理することができる施設を有している場合については、主務大臣の許可を得ることで、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・輸入などをすることができます。

未判定外来生物とは

特定外来生物と近縁の生物で、生態系などに被害を及ぼすかどうか未判定である生物のことで、輸入しようとする場合は、事前に大臣に届け出る必要があります。

外来生物被害予防3原則

～侵略的外来生物による被害を予防するために

1. 入れない

～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない

2. 捨てない

～飼っている外来生物を野外に捨てない

3. 拡げない

～野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない

外来生物は人間生活と密接にかかわりを持っていることが多く、その問題は日常生活に密着した問題であるため、国民の皆様一人一人のご理解と、適切な対応が求められています。

外来生物に関わる際には、この原則を心にとめ適切な対応とご理解・ご協力を、切にお願いします

お問い合わせ先

環境省 九州地方環境事務所野生生物課

〒862-0213 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22
電話:096-214-0339(直通)
FAX:096-214-0350

外来生物法ホームページ

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



写真提供: (財) 自然環境研究センター

上海ガニ(チュウゴクモクスガニ)に関する情報

学名: *Eriocheir sinensis*

原産地と分布: 朝鮮半島西岸から中国沿岸部原産

被害の実態・被害のおそれ

[生態系に係る被害]
・世界各地に移入して、在来の魚や無脊椎動物と餌などを巡り競合し、在来種の減少させる要因になるなど生態系に悪影響を与えている。

・中国では、養殖施設で病原性のリケッチアの感染による大量死が生じており、日本に定着した場合、在来のモクスガニにも感染して疾病が蔓延し、病死による死亡率を高める恐れがある。

・日本在来のモクスガニとの交雑が容易に可能であるとの報告があり、遺伝的攪乱が懸念される。

・土手に最長2m、最大容積1000cm³に近い巣穴を営巣する習性があり、大発生時に河川の特に河口部で堤防の浸食被害を引き起こす。

・ヨーロッパのバルト海からビスケー湾までの広範な海域・淡水域と、アメリカの五大湖・ミシシッピ川・サンフランシスコ湾の海域・淡水域に侵入し、大発生をした時期(1930・1960・1990年代)には、営巣作用による堤防の大規模な破壊、沿岸域・河口部・河川の淡水域の生態系に対する被害を与えた。

○平成18年2月1日より特定外来生物に指定された。



上海ガニ(大闸蟹)